

## 原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定書

取手市、守谷市及びつくばみらい市（以下「避難受入市」という。）と東海村とは、東海村内及び周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時」という。）における東海村民の茨城県内広域一時滞在（以下「県内広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、避難受入市及び東海村が原子力災害時に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の8の規定に基づき行う東海村民の県内広域避難を円滑に実施するため、必要な手続を定める。

### （県内広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時で東海村民の生命又は身体を災害から保護するため、東海村長が県内広域避難の必要があると認めたときは、避難受入市は東海村民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、東海村民を受け入れる。

- 2 避難受入市は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を東海村民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。
- 3 避難所の開設等受入業務については、東海村の要請を踏まえて避難受入市が行い、できるだけ早期に東海村へ避難所の運営を移管する。
- 4 県内広域避難に当たっては、東海村は茨城県と連携し、避難受入市の負担が過大とならないよう配慮しなければならない。

### （県内広域避難の受入要請等）

第3条 避難受入市長に対する県内広域避難の受入要請は、東海村長が行う。

- 2 前項の受入れの要請は、文書により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。
- 3 避難受入市は、東海村と県内広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

### （受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、避難受入市が県内広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難所の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、東海村が避難受入市と協議して決定する。

### （避難退域時検査）

第5条 県内広域避難を行う東海村民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び東海村民の安全・安心のため、「茨城県広域避難計画」及び「避難退域時検査及び簡易除染実施計画」に基づき、茨城県が実施する。

### （必要物資等）

第6条 避難所運営に必要な物資、防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、東海村が茨城県と協力し確保する。

2 前項の必要物資が不足する場合は、東海村は避難受入市に対し必要物資の一部を貸与又は提供してもらうよう要請することができる。

### （費用の負担）

第7条 県内広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、東海村が負担する。

2 東海村は、前項に規定する費用を支弁する暇がない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入市に対し当該費用について支払いを求めることができる。避難受入市は、当該費用の支払いに係る請求を東海村に対して行い、東海村は当該請求後、避難受入市に当該費用を速やかに支払うものとする。

### （協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市及び東海村が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、各市村署名の上、各1通を保有する。

平成29年3月29日

取手市長

藤井信吾

守谷市長

松丸修久

つくばみらい市長

片庄正樹

東海村長

山田修

## 原子力災害時における東海村民の広域避難に関する覚書

取手市、守谷市及びつくばみらい市（以下「避難受入市」という。）と東海村とは、東海村内及び周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における東海村民の県内広域一時滞在（以下「県内広域避難」という。）について、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、平成29年3月29日に締結した原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定書について、必要な手続を定める。

### （県内広域避難の基本的事項）

第2条 避難受入市及び東海村は、東海村広域避難計画の実効性を高めるために、避難受入市、東海村、茨城県、防災関係機関等が参加する広域避難訓練を実施し、その結果を踏まえて広域避難計画、関係マニュアル等を適宜改定するよう努めるものとする。

2 避難受入市の負担が過大とならないように、原則として、避難受入市は基幹避難所の開設に係る業務を行い、東海村は基幹避難所の運営並びに避難所の開設及び運営に係る業務を行うものとする。

### （受入準備の連絡）

第3条 協定書第3条において、避難受入市は、受入準備の進捗状況を適宜東海村に連絡する。  
（必要物資等）

第4条 避難所運営に必要な物資、防災資機材等については、避難受入市と協議した上で、東海村があらかじめその一部を避難所等に備蓄し、避難受入市が管理することができる。

### （情報の交換）

第5条 避難受入市及び東海村は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。

### （連絡責任者）

第6条 協定及び覚書に関する連絡責任者は、避難受入市及び東海村の防災担当課長とする。  
（協議事項）

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市及び東海村が協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、各市村記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月29日

取手市長 藤井 信吾



守谷市長 松丸 修久



つくばみらい市長 片庭 正雄



東海村長 山田 修

